



国土動第76号
平成29年8月30日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



宅地又は建物の賃借の代理又は媒介に係る重要事項の説明にITを活用する場合における
宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

平成29年10月1日から、宅地又は建物の賃借の代理又は媒介に係る重要事項の説明にテレビ会議等のITを活用することが可能となる。これに伴い、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号。以下「ガイドライン」という。）について下記1.のよう
に改正を行い、平成29年10月1日から施行することとしたので、貴団体におかれても、
貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

記

1. 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の改正点（別紙参照）

平成27年8月31日から平成29年1月31日まで、宅地又は建物の賃借の代理又は媒介に係る取引（以下「賃貸取引」という。）において、対面に加えてテレビ会議等のITを活用した重要事項の説明（以下「IT重説」という。）に関する社会実験を実施した。当該社会実験の実施状況を検証した結果、賃貸取引については、平成29年10月1日より本格運用を開始することとしたため、ガイドラインについて所要の改正を行い、賃貸取引に係るIT重説を実施する際に遵守すべき事項を明確化することとする。